

被災代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の特例適用申告書

年 月 日

鹿沼市長 宛

(申告者)
 住所・所在地 _____
 氏名・名称 _____ 印
 個人番号又は法人番号 _____
 (右詰で記載)
 電 話 _____ - _____

地方税法第 352 条 3 及び同法第 702 条の 4 の 2 に規定する減額の適用を受けたいので、次のとおり申告します。なお、被災家屋が鹿沼市以外に所在していた場合、鹿沼市が、被災家屋が所在した他市町村にその課税状況等について照会することに同意します。

納税義務者	住所・所在地	<input type="checkbox"/> 申告者の住所・所在地と同じ		
	氏名・名称	※被災家屋の所有者との関係 ()		
代替家屋	所在地	鹿沼市		
	家屋番号	床面積	㎡	
	種類	構造	造・	葺・階
	共有持分	/	取得・改築日	年 月 日
	状況	<input type="checkbox"/> 新築家屋の取得 <input type="checkbox"/> 既存家屋の取得 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> その他 ()		

被災家屋	所有者の住所・所在地	<input type="checkbox"/> 申告者の住所・所在地と同じ			
	所有者の氏名・名称				
	家屋の所在地	<input type="checkbox"/> 被災家屋所有者の住所・所在地と同じ (家屋番号 :)			
	床面積	㎡	種類	共有持分	/
	処分方法	<input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> その他 () 年 月 日 処分			

- 1 「代替家屋」とは、被災家屋に代わるものとして新築又は取得（中古取得を含む）した家屋又は改築した被災家屋をいう。
- 2 「被災家屋」とは、震災等により滅失し又は損壊した、被害の程度が半壊以上の家屋をいう。

◎特例の内容

1. 特例の内容

代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の税額のうち、当該被災家屋の床面積相当分について、取得等の翌年度から4年度分を2分の1減額します。

◎適用条件

1. 特例対象者

- (1) 被災家屋の所有者（対象家屋が共有物の場合は、その持分を有する者）
 - (2) 被災家屋の所有者に相続が生じたときの相続人
 - (3) 被災家屋の所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族
 - (4) 被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等
- ※被災家屋の所有者とは、震災等の発生時の所有者をいい、発生後に家屋を取得された場合は、特例の対象になりません。

2. 被災家屋の要件

- ・罹災証明書の損害の程度が「半壊」以上であること。
- ・取り壊し又は売却等の処分がされていること（改築の場合を除く）。

3. 代替家屋の要件

被災家屋の代わりとして取得又は被災家屋を改築した家屋（原則として被災家屋と種類が同一で使用目的又は用途が同一のもので、代替家屋であると市長が認めるものに限ります。）

4. 代替家屋の取得又は改築の期間

震災等の発生した日から被災年の翌年の3月31日から起算して6年を経過するまでの期間。

◎添付書類

1. 家屋が震災等により滅失し、又は損壊したことを証する書類

- ⇒ 市区町村が発行する罹災証明書（写）
- ※鹿沼市で罹災証明書の交付を受けている場合は不要です。

2. 被災家屋を確認できる書類。該当する家屋が課税台帳に登録されていない場合は、その家屋の所有を確認できる書類

- ⇒ 固定資産課税台帳登録事項証明書（評価証明書）、登記事項証明書 等
- ※被災家屋が鹿沼市の家屋課税台帳に登録されている場合は不要です。

3. 被災家屋が処分されていることを確認できる書類

- ⇒ 解体契約書、売買契約書 等（写）

4. 家屋の取得が確認できる書類

- ⇒ 不動産登記簿謄本、売買契約書 等（写）

5. 代替家屋の所有者が被災家屋の所有者の相続人、被災家屋の所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族又は合併後存続する法人若しくは合併による設立であることを証する書類

- (1) 相続人の場合
 - ⇒ 戸籍謄本（写）
- (2) 被災家屋の所有者と代替家屋に同居する3親等内の親族の場合
 - ⇒ 戸籍謄本（写）及び住民票（写）
- (3) 合併後存続する法人、若しくは合併により設立された法人の場合
 - ⇒ 商業登記簿謄本（写）

※ 必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

※ 必要に応じて、被災家屋の所在する市町村へ問い合わせをする場合があります。

※ なお、特例の内容及び適用条件等については、法令等の改正により変更となる場合がありますので、申請時にご確認ください。